

平成21年度 e-コミュニティ形成支援事業 定住自立圏構想に向けたICTを活用した 広域での地域活性化に資する取組に対する 支援事業 公募要領

平成21年5月12日
(財)地方自治情報センター

1 公募の目的

(財)地方自治情報センター(以下「センター」という。)では、平成16年度から地域SNSのモデルシステムを開発し、それを活用してe-コミュニティの活性化を通じて住民参画や地域活性化を図る事業に取り組む団体やICTを活用したシティプロモーションによる地域活性化に資する事業に取り組む団体に対して支援し、ICTを活用した地域活性化を推進する事業を実施してきました。

現在、地方の空洞化が進み、ひとつの市区町村ですべての生活機能を整備することは困難な状況です。これからは、ひとつの市区町村にとらわれず、生活や経済で関係の深い複数の市区町村が連携して、医療、教育、防災などの諸機能を確保するとともに、経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していく必要があると考えられています。

これらを実現するにあたっては「複数の市区町村の結びつきの強化」が重要であり、地域コミュニティの再編・再生、地域コミュニティ間の連携、市区町村間の協働が必要となります。

平成21年度については、総務省が推進する定住自立圏構想()を推進するに当たり、ICTを活用したe-コミュニティの活性化を通じて、地域コミュニティの再生や交流促進、基盤となる生活機能の確保、行政への住民参画等の地域活性化を図るモデル的な取組を行う市区町村を公募いたします。

()総務省定住自立圏構想参照

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html

2 取組に対する要件

以下の4つの要件をすべて満たすものとします。

- ・ 「複数の市区町村の結びつきの強化」のため、生活や経済で関係の深い複数の市区町村における、ICTを活用した取組であること。

- ・ 目的・テーマの選定においては、地域の課題、特徴を考慮し選定すること。
- ・ ICTの活用に留まらず、地域コミュニティの再生や交流促進、基盤となる生活機能の確保、行政への住民参画等の地域活性化に結びつく事業内容であること。
- ・ 定住自立圏の形成に際して、または将来的な形成を見越して取り組む内容であること（そのために定住自立圏の形成に向けた協議が関係市区町村間で始まっていることが望ましい。）

<取組目的・テーマの例>

- ・ 地域資源を活かした棚田オーナー制、市民農園、地域産業支援モデルなどにより都市住民を呼び込むことで集落コミュニティを再生する取組。
- ・ 「市民協働推進」「地域福祉」「防災まちづくり」「子供の安心安全」「団塊世代のコミュニティ参加」「商店街活性化」「既存コミュニティの再構築・活性化」「合併後の市民交流」などをテーマにICTを活用したe-コミュニティの活性化を通して、地域コミュニティの再生や交流促進、基盤となる生活機能の確保、行政への住民参画等の地域活性化を図る取組。

3 提案者

定住自立圏の形成を目指す、単独又は複数の市区町村とします。
複数の市区町村による提案は、代表となる市区町村から提案ください。

4 取組に対する留意事項

(1) ICTを活用した取組

ICTを活用したe-コミュニティの活性化を通して、地域コミュニティの再生や交流促進、基盤となる生活機能の確保、行政への住民参画等の地域活性化を図る取組を行うこと。

ブログ、コミュニティ機能を持つICT（地域SNSなど）を活用すること。

(2) 取組の地域

複数市区町村にまたがることが前提であり、定住自立圏推進要綱（平成20年12月26日総務事務次官通知）に定める中心市（別添参照）を取組の地域に含むことが必須です。ただし、市町村合併に伴い、1つの合併市で1圏域を形成する場合はこの限りではありません。

下記、先行実施団体において目指す圏域等の姿を参照してください。

(3) 本支援事業の実施時期及び期間

事前説明会	平成21年7月
システム運用準備	平成21年7月～10月
本支援事業の取組期間	平成21年10月(運用準備が整い次第順次) ～平成21年2月
事業報告書提出	平成22年2月中旬
事業報告会	平成22年3月初旬

5 提案に当たっての留意事項

(1) 地域SNSの提供

センターは、ブログ、コミュニティ機能を持つ地域SNSに係るソフトウェア及びドキュメント類を事業取組団体に対して無償で提供します。

センターが提供する地域SNSについては以下HPを参照してください。

<http://sns-user.cafeglobe.com/>

(2) 中間組織への地域SNSの貸与

事業取組団体は、センターが提供する地域SNSに係るソフトウェア及びドキュメント類について、地域SNSの運営主体として事業取組を行う中間組織等へ、当該地域SNSの運営に必要な範囲内のものに限り無償貸与することができることとします。

(3) 機器の調達・システム構築

事業取組団体は、ICTを活用するための機器の調達及びシステム構築をしていただきます。この機器の調達及びシステム構築には、中間組織が運営するために必要なものを含みます。

(4) 助成

助成金額は、本年度において当該事業の実施に必要な経費に0.5を乗じて得た額とし、上限は、800万円とします。

「9 助成要綱」に従い助成します。

概ねの内訳は、以下を想定しています。

- ・ 機器調達・サーバ管理費用
- ・ ICTの導入・設定及びカスタマイズ費用、システム環境構築費用
- ・ 本事業に係る運用支援費用

- ・ 本事業に係る広報費用
- ・ 会議等の開催費用（センター主催の説明会・報告会等の会議出席費用含む）

6 提案の内容等

別紙 1 の提出用紙の各項目について、別紙 2 の記載方法を参考に、簡潔に記載してください。記載の内容を補足する資料がある場合は、参考資料として添付し、その旨を該当する欄に記載してください。なお、別紙 1 の提出用紙は、ホームページ上からダウンロード可能です。

<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/9,12016,22,120.html>

なお、定住自立圏構想の先行実施団体（中心市 2 4 市、2 2 圏域）以外から提案する場合は、本取組の実施地域において、将来、どのような定住自立圏の形成を目指すのか、また、その中で本取組をどのように位置づけているのかについて、併せて提出ください。

提出の様式、部数については、次のとおりです。

（ 1 ）提出サイズ等

A 4 判縦、横書きにより、日本語で記載してください（参考資料を含む）。

（ 2 ）ページ数

提案は、1 5 ページ以内とします（参考資料を含む）。

（ 3 ）提出部数

- ・ 部数 紙媒体 5 部、電子媒体 1 部

（注）・ ページが容易に離散しないように綴じてください。

- ・ 提出物は、返却いたしません。
- ・ 電子媒体には、提案の内容（参考資料を含む）を記録した電子文書（マイクロソフト Office で作成した形式とします。）を格納してください。

7 提案書の提出期限及び提出先

（ 1 ）提出方法

書留郵便又は宅配便に限ります。持参、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けません。

（ 2 ）提出期限

平成21年6月19日(金) 12:00 必着

(3) 提出先

「12 担当連絡先」宛

8 提案の審査

(1) 審査方法

事業取組団体は、書類審査を経て選定します。採択数は、4団体程度を予定しています。

(2) 審査結果の通知

選考結果は、6月下旬を目途に各提案者に通知する予定です。

なお、採択することが決定した場合は、「9 助成要綱」に基づき助成を行います。

(3) 審査基準

審査基準は、別紙3のとおりです。

9 助成要綱

助成要綱は、別紙4のとおりです。

10 本件に関する質問

(1) 質問方法

別紙5の質問用紙に、日付、市区町村名、担当者の所属部課、担当者氏名、電話番号、ファクシミリ番号、質問内容及び質問内容を端的に表す標題を明記の上、センターの担当あてに電子メール(別紙5質問用紙を必ず添付)により送付してください。電子メールによる送付ができない場合は、ファクシミリにより送付してください。電話、訪問等による質問の受付は、基本的に行いません。

また、質問したい事項は、具体的にできるだけ分かりやすく記載してください。

(2) 別紙5の質問用紙

ホームページ上からダウンロード可能です。

<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/9,12016,22,120.html>

(3) 質問送信先

E-Mail sns-info@lasdec.or.jp

(4) 質問受付期間

平成 2 1 年 6 月 1 2 日 (金) 1 5 : 0 0 受信分まで。

(5) 質問に対する回答

ホームページ上でのみ回答いたします。

<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/9,12016,22,120.html>

ホームページ上に掲載する項目は、以下のとおりです。

- ・ 質問を行った市区町村名及び所属部課
- ・ 質問内容
- ・ 質問に対する回答

1 1 個人情報の取扱い

本公募に関して取得した提案者等の個人情報につきましては、本公募に係る事務にのみ利用し、個人情報保護法の規定に従って適切に管理いたします。

1 2 担当連絡先

財団法人地方自治情報センター 研究開発部

〒102 8419 東京都千代田区一番町25 (担当:五十嵐、佐藤、新井、岡林)

Fax:03-5214-8080

E-Mail: sns-info@lasdec.or.jp